

	<p style="text-align: center;"><b>感染拡大の防止を徹底しながら、 順次、各区立施設を再開</b> 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を一部変更</p>
と き	5月27日（水）決定
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
<p>国は5月25日、東京を含む5都道府県に対し、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言を解除し、これに合わせて東京都は、緊急事態宣言のもとでの緊急事態措置を終了した。</p> <p>東京都は、休業要請の段階的な緩和等を示した「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」を公表し、5月26日から実施している。</p> <p>区は、これらの状況を踏まえ、区立施設を順次再開し、民間施設については、これに準じた対応をお願いすることとする。なお、区立小中学校は6月1日（月）から分散登校を実施しながら再開する。</p> <p>練馬区方針は、国・東京都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。</p>	

【新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針】（令和2年5月27日付け）

別添のとおり

【区民の皆様へのお願い】（練馬区方針より抜粋）

- 区立施設の利用に当たっては、感染防止のため事前の検温、手洗い、マスクの着用、連絡先等の提供にご協力をお願いします。
- 国の「新しい生活様式の実践例」や、都の「暮らしや働き方の『新しい日常』」を参考に、感染拡大の防止にご協力をお願いします。

【問い合わせ】

- 練馬区方針に関すること

練馬区 危機管理課 安心安全係 電話03-5984-1027

- 区立小中学校の再開に関すること

練馬区 教育指導課 管理係 電話03-5984-5746